

第3節 校内支援体制

医療との連携を図りながら教育を行う病弱養護学校等の校内支援体制については、基本的には、小学校・中学校の校内支援体制と同じです。以下、小学校・中学校の校内支援体制について、文部科学省（2003）から出された「今後の不登校への対策の在り方について（報告）¹⁾」から一部を紹介し、特別支援教育コーディネーターとのかかわりなどについても言及します。

I. 校内の指導体制及び教職員等の役割

1. 学校全体の指導体制の充実

学校全体の指導体制の充実を図る上で、校長の強いリーダーシップの下、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で日頃から連携を密にし、一致協力して対応にあたるのが、まず重要です。

特に校長は、適切な校務分掌を定め、教員の効果的な役割分担を行うなど、学校全体の体制づくりに努める必要があります。校長の強力なリーダーシップによる指導体制の確立とそれを支える教育委員会の取り組みにより、不登校児童生徒への対応において成果を上げてきた学校の事例もあり、管理職にある者は、自らが果たすべき役割を十分に意識する必要があります。

校内の指導・支援体制については、現実には、不登校児童生徒への対応を学級担任一人に任せがちで、学校全体での組織的かつ具体的な対応が十分に行われていないのではないかと指摘もあります。例えば、不登校の児童生徒が現在どのような状況で、どのように学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が関わっているのか、今後どのように指導・支援を進めるのかといった点で、具体的な情報共有等のための取組が不十分であると考えられます。こうした問題は、学年内のみならず、学年間あるいは学校間の引継に際しても生じていると見られます。

また、個々の教員を援助する校内体制づくりについては、例えば、学校を休みがちである、学習に集中できない、問題行動が見られる、学級生活で孤立しがちである等、何らかの学校生活への適応の面でのつまずきのある児童生徒を早期に見出し、管理職や養護教諭等関係職員が、スクールカウンセラー等も加えて、定期的な会合を開き、当該児童生徒を支援していく校内サポートチームをつくるのが有効です。さらに必要に応じて、外部の機関の協力を依頼し、協働して支援に当たる等の体制をつくるのが大切です。なお、校内の体制については、既に類似の委員会等の組織がある場合（例えば、生徒指導やLD、ADHD等に対応するための校内委員会等）には、ケースに応じて、参加する教員や関わる専門家等を替えること等により、複数の組織を設けることなく、柔軟な対応をとることが適当であると考えられます。

2. コーディネーター的な不登校対応担当の役割の明確化

各学校においては、不登校児童生徒に対する適切な対応のために不登校について学校における中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要です。具体的には、このコーディネーター的な役割を果たす教員は、校内における不登校児童生徒の学級担任や養護教諭、生徒指導主事等との連絡調整及び児童生徒の状況に関する情報収集、児童生徒の状況に合わせた学習支援等の指導のための計画づくりに関する学級担任等との連携、不登校児童生徒の個別指導記録等の管理、学校外の人材や関係機関との連携協力のためのコーディネート等を行うことが求められます。

第3節 校内支援体制

また、不登校児童生徒への事後的な対応のみならず、不登校傾向がある児童生徒への早期の対応を行うことも重要な役割です。特に、児童生徒の社会性を育む観点等からも効果的である「開かれた学校づくり」を進めるためには、地域社会や関係機関等との調整は重要であり、学校内に生徒指導や体験活動のための連絡窓口がある場合等にはそのような既存の校内の体制と連携協力を図ることが有効です。

なお、このような学校内外のコーディネーター役を果たす不登校対応担当は、その期待される役割から考えて、各地域や学校の実情に応じ、校長のリーダーシップの下、教頭や生徒指導主事等、全校的な立場で対応することができる教員をあてることが望ましいです。

また、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを目的として、小学校、中学校、養護学校等において特別支援教育コーディネーターが学校内、保護者、医療、福祉機関等の学校外との連絡調整役として置かれることになりました。学級担任と養護教諭が学校内のキーパーソンになっている場合が多いですが、さらに特別支援教育コーディネーターと不登校対策のためのコーディネーターとの連携を図って子どもを支援していくことが求められています。

3. 養護教諭の役割と保健室・相談室等、教室以外の「居場所」の環境・条件整備

養護教諭は、心の健康問題や基本的な生活習慣の問題等に関わる児童生徒の身体的な不調等のサインにいち早く気付くことができる立場にあります。そのため、情緒の安定を図るなどの対応や予防のために養護教諭が行う健康相談活動の果たす役割は大きいのです。

また、養護教諭が、児童生徒の抱える問題に関する情報を校内の組織に発信し共有化することにより、組織としての役割分担や支援計画が明確となり、学校全体の取組が一層効果的に推進されることが期待されます。

保健室や相談室等は、児童生徒が不登校状態となる前の段階や、不登校児童生徒の学校復帰のきっかけともなります、いわゆる「保健室登校」や「相談室登校」等の「居場所」として果たす役割は大きいです。

保健室の利用状況を見ると、平成13年度に「保健室登校」をしている児童生徒がいた学校の割合は、小学校で12.3%、中学校で45.5%となっており、平成2年度の調査結果と比して中学校では2倍程度の伸びを示しています。また当該校で「保健室登校」をしている児童生徒の平均人数は、小学校では1.4人、中学校では2.3人となっています。さらに、平成13年度の「問題行動等調査」においては、「特に効果のあった学校の措置」として、比較的多くの小・中学校が「養護教諭が専門的に指導にあたった」(5.0%)、「保健室登校等特別の場所に登校させて指導にあたった」(7.7%)を挙げています。

したがって、これらの児童生徒がそれぞれ状況に応じて学校生活に適應する努力をしやすいうように、保健室や相談室のみならず空き教室等を活用することや、それらの「居場所」の配置をすることにより、学校内における「居場所」を充実する必要があります。

本ガイドブックでは、学校内における「居場所」として、特別支援教室を設置することにより、指導効果をあげている事例を、第7章の事例5で紹介をします。

第3節 校内支援体制

4. スクールカウンセラーや心の教室相談員等の外部人材との連携協力

「心の専門家」であるスクールカウンセラーは、学校における教育相談体制の充実を図るという観点から、平成7年度以来、中学校を中心に配置され、逐次その拡充が図られてきています。平成13年度からは、国庫補助事業が実施され、各学校において、臨床心理士等のスクールカウンセラーによる活動が行われています。

特にスクールカウンセラーについては、「心の専門家」としての専門性と学校外の人材であることによる外部性により、不登校児童生徒等へのカウンセリングや教職員、保護者等への専門的助言・援助において効果を上げています。スクールカウンセラーが配置された学校関係者は、その効果を高く評価しており、養護教諭、教師、保護者等からの相談活動へのニーズは高いです。また、スクールカウンセラーの配置校と他の学校とを比較すると、不登校の増加を抑止するといった効果も示されています。

II. 校内の指導体制の構築

不登校児童生徒数は年々増加し、平成13年度の国公立の小中学校の不登校児童生徒数が13万9千人と過去最高を更新するなど、憂慮すべき状況にあります。これらの現状に対して、その対策として、文部科学省において平成15年3月に報告が取りまとめられ、学校における取組として、その後「不登校への対応について」のパンフレットが作成されました。

図6-3は、不登校にならないための魅力ある学校づくりについて図示したものです²⁾。「心の居場所」「絆づくり」や「基礎学力の定着」等が提言されています。これらのことについては、病弱養護学校や院内学級等においてもこのような取組が必要です。

図6-4は、不登校に児童生徒に対するきめ細かく柔軟な対応を提言したものです。校長の強いリーダーシップの下、教員を支援する学校全体の指導体制の充実や学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校対応担当教職員の位置づけを核としながら、養護教諭の役割、不登校児童生徒の立場に立った柔軟なクラス替えや転学等の措置、教職員の資質の向上、不登校児童生徒の学校外の学習状況の把握と学習の積極的な評価の工夫、校内・関係者間における情報共有のための個別指導記録の作成、スクールカウンセラー等との効果的な連携協力が提言されています。

病弱養護学校等では、これらのことに加えて、医療との連携を図ることが重要となります。

1. 不登校とならないための魅力ある学校づくり

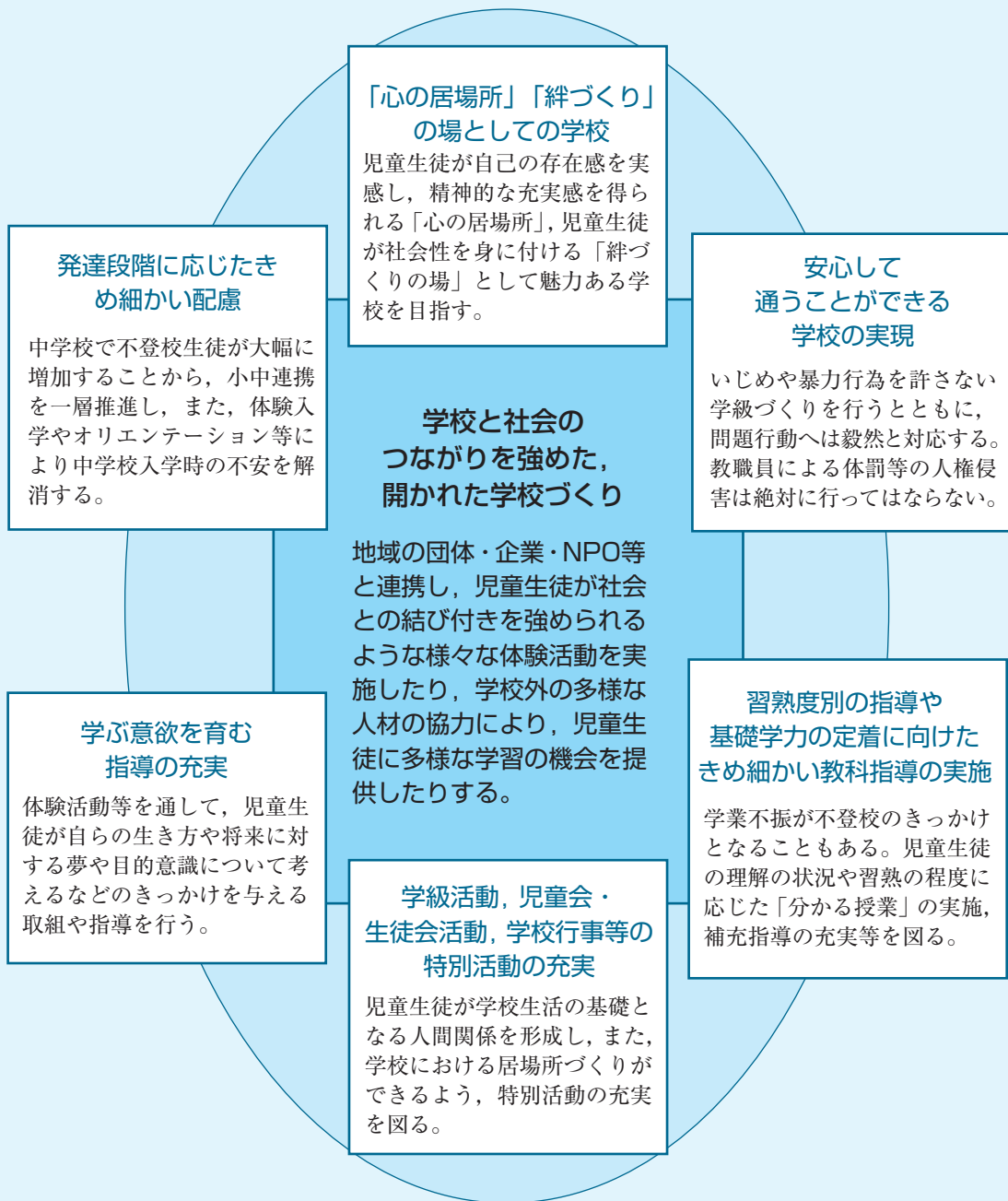
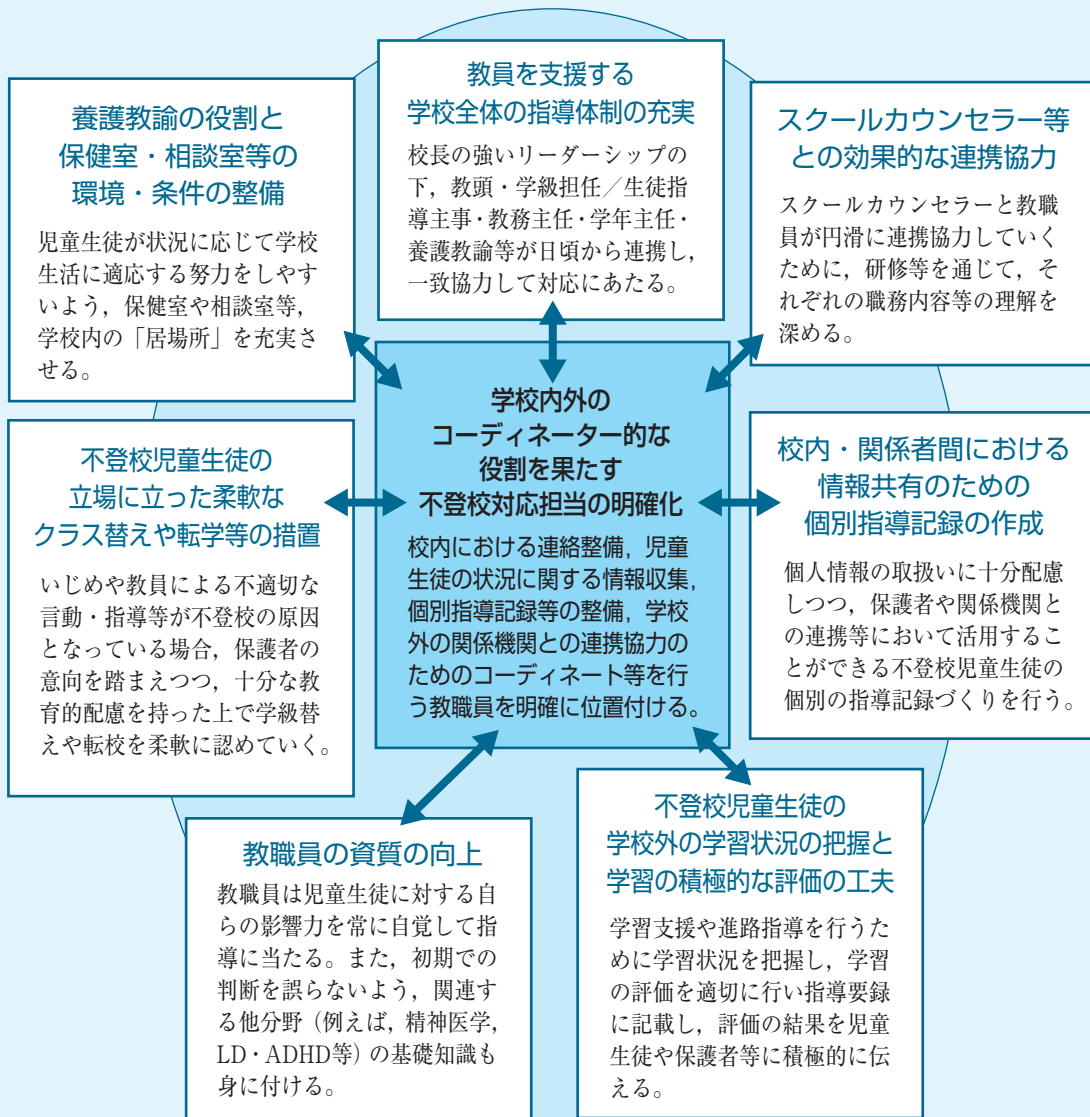


図 6 - 3 不登校にならないための魅力ある学校づくり

第3節 校内支援体制

1. 不登校児童生徒に対するきめ細かく柔軟な対応



関係機関や家庭等との連携による取組

地域や学校の実情に応じて、学級担任、その他の教員などがコーディネーター的な不登校担当教員との連携の下、日頃から教育支援センター（適応指導教室）民間施設の指導員等との情報交換を行うなど、積極的な連携が必要です。また、不登校児童生徒が学校外の施設に通う場合であっても、家庭への訪問、学習状況の把握、学校外の学習の評価の工夫等、継続的な関わりが大切です。

図 6 - 4 不登校児童生徒に対するきめ細かく柔軟な対応